る貨物につき同項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「特定輸出申告（第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。）、特定委託輸出申告（同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。）及び特定製造貨物輸出申告」を「特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び特定輸出申告」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　輸入申告の特例

（輸入申告の特例）

第六十七条の十九　特例輸入者又は特例委託輸入者は、第六十七条の二第一項又は第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対して輸入申告（政令で定める貨物に係るものを除く。）をすることができる。

（貨物の検査に係る権限の委任）

第六十八条の二　税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告に係る貨物が他の税関長の所属する税関の管轄区域内にある場合において、当該貨物につき同条の規定による検査を行う必要があると認めるときは、当該他の税関長に対し、当該検査に係る権限を委任することができる。

第六十九条第二項中「（輸出又は輸入の許可）」を削り、「者は、」の下に「当該検査を受けようとする貨物の置かれている場所を所轄する」を加え、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第六十九条の二第一項第四号中「、第十一号又は第十二号」を「又は第十号から第十二号まで」に改め、「第五号まで」の下に「、第七号」を加える。

第六十九条の三第一項中「この条から第六十九条の十まで」を「この款」に、「次条から第六十九条の八まで」を「以下この款」に改める。

第六十九条の四第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の二第一項第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。）である場合にあつては同法」に改め、「（定義）」を削り、「、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を」を「の意見を、当該貨物が第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物（同法第二条第一項第十号に係るものに限る。）である場合にあつては当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸出するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に」に改め、「その意見」の下に「又は認定の内容」を加える。

第六十九条の五ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

第六十九条の七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。）を組成する貨物に該当するか否かについて」に、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争差止請求権者（同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）において同じ。）」に改め、「（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）」を削り、「が当該特許権者等」の下に「（不正競争差止請求権者を除く。）」を加え、「関し、」を「ついての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聴くことを」の下に「、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣又は特許庁長官の意見を聴くことを」を加え、同条第二項中「、特許庁長官」を「、経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項ただし書中「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第七項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同条第一項第三号又は第四号」に、「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）を「前条第十項」に改め、同条第九項中「、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を「、特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、」を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）」に、「意見を」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めるところにより、」に改める。

第六十九条の八第一項中「ロ」に掲げる貨物」の下に「（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。以下この項及び第五項において同じ。）」を加える。

第六十九条の十第一項中「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争差止請求権者」に改め、同項各号中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改める。

第六十九条の十一第一項第五号の二中「定義」を「定義等」に改め、同項第十号中「、第十一号又は第十二号」を「又は第十号から第十二号まで」に改め、「第五号まで」の下に「、第七号」を加える。

第六十九条の十二第一項中「この条から第六十九条の二十まで」を「この款」に、「次条から第六十九条の十八まで」を「以下この款」に改める。

第六十九条の十三第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。）である場合にあつては同法」に改め、「（定義）」を削り、「、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を」を「の意見を、当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物（同法第二条第一項第十号に係るものに限る。）である場合にあつては当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸入するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に」に改め、「その意見」の下に「又は認定の内容」を加える。

第六十九条の十四ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

第六十九条の十七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。）を組成する貨物に該当するか否かについて」に、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争差止請求権者（同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）において同じ。）」に改め、「（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）」を削り、「が当該特許権者等」の下に「（不正競争差止請求権者を除く。）」を加え、「関し、」を「ついての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聴くことを」の下に「、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差